

ID: 211

担当部署: 経済観光部 農林水産課

|                     |  |                |       |
|---------------------|--|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>        | 森林病虫害等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可   |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b> | 森林法 第49条第6項  |                |       |
| <b>法令番号</b>         | 昭和26年法律第249号   |                |       |
| <b>【基準】</b>         | <p>法第49条第6項の規定による。<br/>         (立入調査等)</p> <p>第49条</p> <p>6 森林所有者等は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はウイルスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。この場合には、第2項から前項までの規定を準用する。</p> |                |       |
| <b>標準処理期間</b>       | 15日  |                |       |
| <b>備考</b>           |  |                |       |
| <b>設定年月日</b>        | 平成 27 年 4 月 1 日  | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |